

# 葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

(一部改定)

(令和6年3月)

## 1 目的

葛飾区耐震改修促進計画(令和6年3月一部改定)(以下「促進計画」という。)で、住宅の耐震化の目標を定めている。

葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)は、住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行い、住宅の耐震化に関する理解を深めてもらうことにより、住宅の耐震化を緊急に促進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画の目標を実現するための手段の一つとして耐震化に関する取組方針を定めるものである。

## 3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は区内全域とする。

## 4 対象建築物

### (1) 旧耐震基準の住宅

建築基準法(昭和25年法律第201号)の旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着手したもの)により建築された対象区域内の住宅(マンションを除く)とする。

### (2) 新耐震基準の木造住宅(グレーゾーン住宅)

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅とする。

## 5 計画期間

令和4年度から令和7年度までとする。今回の改定においては、令和6年度から令和7年度までの2年間の計画を示す。ただし、令和8年度以降の取組については、今後の改定で定めることとする。

なお、計画期間中の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応していくため、必要に応じて計画の改定を行う。

## 6 取組方針

- (1) 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対して直接的な耐震化促進の取組
  - ・住宅所有者に耐震化の意識啓発及び耐震助成制度等を記載したリーフレットのポスティングを行う。問い合わせがあった住宅所有者に対し、耐震助成制度の活用促進を図る。
- (2) 耐震診断を支援した住宅所有者に対して耐震化を促す取組
  - ・耐震診断実施後、一定期間（概ね1年）経過しても耐震化が進まない住宅所有者に対し、戸別訪問やダイレクトメール等を行い、耐震化を促す。
- (3) 耐震改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から耐震改修事業者等への接触が容易となる取組
  - ・耐震改修事業者等の技術力維持・向上のため、耐震技術者講習会を行う。
  - ・住宅所有者から耐震改修事業者等への接触が容易となる取組として、耐震改修事業者リストを作成し、区民に周知する。
- (4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発
  - ・広報紙や説明会等を通じて、耐震化の必要性について周知する。
  - ・建築士等の専門家と協力し、説明会・相談会を実施する。
  - ・耐震助成制度をまとめたパンフレットを作成・配布する。

## 7 実績の公表

アクションプログラムに基づく実績を、年度ごとにホームページに公表する。

## 8 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの経緯

令和4年3月 葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 策定

令和6年3月 葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 一部改定